

○琉球大学数理・データサイエンス・AI 教育推進室規程

(令和4年6月29日制定)

改正 令和4年10月5日 令和7年11月4日

(設置)

第1条 琉球大学に、国立大学法人琉球大学組織規則第26条第1項の規定に基づき、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開の推進」事業に選定された「島嶼地域社会の自律的・持続的発展に向けた地域共創型数理・データサイエンス・AI 教育モデル普及展開事業」(特定分野校(社会科学分野)、ダイバーシティ推進校)(以下「本事業」という。)の円滑な実施のため、数理・データサイエンス・AI 教育推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(任務)

第2条 推進室は、関係組織と連携して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本事業の実施に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育の促進及び支援に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本事業の達成のために必要な業務

(組織)

第3条 推進室に、室長、室員及び連携委員を置く。

- 2 室長は、学長が指名する者をもって充て、推進室の業務を総括する。
- 3 室員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) グローバル教育支援機構の教員のうちから選出された者
  - (2) 研究共創機構の教員のうちから選出された者
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、第2条に規定する任務に関し専門的知識を有する者のうちから室長が指名する者
- 4 室員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 連携委員は、室長が指名する者をもって充て、本事業の推進に寄与する取組を実施する。
- 6 連携委員の任期は任命された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(推進室会議)

- 第4条 推進室の業務に関する事項を審議するため、推進室に、数理・データサイエンス・AI 教育推進室会議(以下「推進室会議」という。)を置く。
- 2 推進室会議は、室長及び室員で組織する。
  - 3 室長は、推進室会議を招集し、その議長となる。
  - 4 推進室会議は、原則として毎月1回開くものとする。

- 5 推進室会議は、構成員(研修、出張、休職、休暇その他の理由によりその不在が公に確認された者を除く。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 6 推進室会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 推進室会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 推進室の庶務は、関係事務部の協力を得て、国際地域創造学部事務部において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、推進室会議の議を経て学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年6月29日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される室員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

#### 附 則(令和4年10月5日)

この規程は、令和4年10月5日から施行する。

#### 附 則(令和7年11月4日)

この規程は、令和7年11月4日から施行し、令和7年7月1日から適用する。